

第1章 プランの趣旨

I プランの趣旨

今日のまちづくりの様々な施策に男女共同参画の視点を反映させていくことは、共通の認識となっています。

海津市における男女共同参画の推進については、平成19年3月策定の「海津市男女共同参画プラン」のもとに推進してきました。また、平成20年4月に男女共同参画の基本理念を定めた「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、行政施策を推進する上での基本姿勢を明らかにしました。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、これまでの社会の仕組みや制度の中で形成された男女の固定的な役割分担意識や女性の能力、適性に関する偏った見方は依然として根強く、男女の人権が尊重され、男女が個性と能力を発揮することにより多様性に富んだ活力のある社会を形成する妨げとなっています。

そこで、こうした現状や問題点を踏まえ、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に、一層力強く推進するため、海津市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定に基づき、「第2次海津市男女共同参画プラン」（平成24～28年度）を策定します。

第 2 章 プランの背景

I 世界の動き

■1975年(昭和50年)

国際連合(国連)は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、女性の自立と地位向上をめざして国際的に取り組むことを宣言しました。同年、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等(男女平等の促進)・開発(経済、社会、文化の発展への女性の参加の確保)・平和(国際友好と協力への貢献)」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」を採択しました。

■1976年(昭和51年)

「世界行動計画」の採択を受け、国連は、1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、女性に対するあらゆる差別をなくすための積極的な活動を展開する期間とし、加盟国に対して「世界行動計画」の推進を呼びかけました。

■1979、80年(昭和54、55年)

「国連婦人の10年」の活動がスタートして、4年目の1979年(昭和54年)、あらゆる領域における女性差別撤廃を目的とした女性のための憲法というべき「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が34回国連総会において採択され、「人間尊重」と「男女の権利の平等」の理念が再確認されました。

翌1980年(昭和55年)、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間年世界会議」においては「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されるとともに、女子差別撤廃条約の署名式が行われました。

■1985年(昭和60年)

1985年(昭和60年)の「国連婦人の10年最終年世界会議」においては10年間の取り組みの成果を評価し、2000年に向けてのガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■1995年(平成7年)

1995年(平成7年)到北京で開催された「第4回世界女性会議」においては、女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、2000年に向けて世界的に取り組むべき優先課題を盛り込んだ「行動綱領」が採択されました。このように、女性の地位向上のために各国が取り組むべき行動指針が、見直しと評価を繰り返しながら更新されています。

■2000年(平成12年)

2000年(平成12年)には、ニューヨーク国連本部において「女性2000年会議」が開催され、北京行動綱領の完全実施に向けた決意を表明する「政治宣言」と、行動綱領の更なる実践促進を盛り込んだ「成果文書(更なる行動とイニシアティブに関する文書)」が採択されました。

■2005年(平成17年)

2005年(平成17年)には、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

■2010年(平成22年)～

2010年(平成22年)は、1995年に北京で第4回世界女性会議が開催されてから15年になるので、3月に、ニューヨーク国連本部で「第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)」が開催されました。「北京宣言」及び「行動綱領」の見直しや再確認などを盛り込んだ宣言文が採択されフォローアップが行われています。

そして、2011年(平成23年)1月には国連の新しい女性機関「UN Women」が発足(既存のジェンダー機関統合)し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取り組みを進めています。

Ⅱ わが国の動き

■1975年(昭和50年)～

わが国においては、国際婦人年を契機として、1975年(昭和50年)、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977年(昭和52年)には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向をあらかじめ示した「国内行動計画」が策定され、1981年(昭和56年)にはその目標設定のため「国内行動計画後期重点目標」が策定されました。

■1985年(昭和60年)～

1985年(昭和60年)には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定をはじめとする法律・制度の整備を行うとともに、国連で採択された「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、1987年(昭和62年)には「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されています。1991年(平成3年)には、この計画が見直され、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画する「男女共同参画型社会の形成」を目指し、積極的な施策が推進されることになりました。

■1994年(平成6年)～

1994年(平成6年)、政府は「婦人問題企画推進部」を「男女共同参画推進本部」へ改め、総理府に「男女共同参画室」を設置するとともに、「男女共同参画審議会」を設置しました。男女共同参画審議会では、1996年(平成8年)に「北京宣言及び行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。また、1997年(平成9年)には「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、育児・介護休業制度の見直しや、新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規制等が盛り込まれました。

■1999年(平成11年)～

1999年(平成11年)6月には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、2000年(平成12年)12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて2010年までに取り組むべき施策の方向性と、2005年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

この間、2001年(平成13年)には内閣府に「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」

が設置され、「男女共同参画週間」を設ける等、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行され、2004年（平成16年）には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

■2005年(平成17年)～

2005年（平成17年）12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、特に重点的に取り組む事項として、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるようになどの10の重点目標が掲げられました。

また、2006年（平成18年）には、「男女雇用機会均等法」が、働く女性の母性尊重と、その雇用環境を整備するため、性別による差別禁止の範囲拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止などの内容で一部改正され、2007年（平成19年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が市町村の基本計画策定努力義務を課すなどの内容で一部改正されたほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

■2010年(平成22年)～

2010年（平成22年）には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改定されました。また、同年12月17日には、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。第3次男女共同参画基本計画では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、平成32年までを見通した施策の基本的方向と平成27年度末までに実施する具体的施策の内容を示しています。

Ⅲ 岐阜県の動き

■1977年(昭和52年)～

岐阜県は、1977年(昭和52年)に民生部児童家庭課に婦人問題担当を設置し、1979年(昭和54年)には主管課を環境部県民生活課に移し婦人問題担当官を配置しました。同年には「婦人問題懇話会」が設置され、1981年(昭和56年)に「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」が行われ、1982年(昭和57年)には主管を総務部に移し、青少年婦人課を設置しました。1984年(昭和59年)には、「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」が提出されるとともに、「婦人問題推進会議」を設置し、さまざまな審議を経て、1986年(昭和61年)に「岐阜県婦人行動計画」を策定しました。

■1989年(平成元年)～

1989年(平成元年)に「婦人問題懇話会」を発展解消した「女性の世紀21委員会」を設置し、1991年(平成3年)に「調査研究報告書」を、1993年(平成5年)に「男女ともに人間として豊かな生活を創造し、個性を持った自己実現が認められる社会を目指すための提言」を行いました。また、1993年(平成5年)に女性行政を担当する女性政策室を設置しました。

そして、1994年(平成6年)にこの提言と「婦人行動計画」策定後の社会構造の変化に対応するために、「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」を策定し、5年間の施策の方向を示しました。

■1996年(平成8年)～

1996年(平成8年)に女性施策が県政の特定課題に位置づけられたことから、女性政策室を女性政策課に拡充しました。

1998年(平成10年)に「女性の世紀21委員会」から提出された「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の3つの課題を中心とする「第3次ぎふ女性行動計画の新たな展開への提言ー『変革』と『創造』をめざしてー」等を踏まえて、1999年(平成11年)に「ぎふ男女共同参画プラン」を策定しました。また、同年に女性政策課にかわって地域県民部男女共同参画課を設置し、2002年(平成14年)により重点的に取り組むべく男女共同参画室と名称変更しました。

■2003年(平成15年)～

2003年(平成15年)に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、県の男女共同参画社会形成について基本

的な考え方等を定めました。

2004年（平成16年）に「岐阜県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた新たな施策を展開する指針を定めました。

2006年（平成18年）に県の組織改編に伴い環境生活部に男女参画青少年課を移管するとともに、同年3月に国が施行した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）に基づき、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

■2009年（平成21年）～

2009年（平成21年）に「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」を策定し、本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えた新たな課題への取組を盛り込んだ施策を実施しています。

IV 海津市の動き

■2005年(平成17年)～

本市においては、2005年(平成17年)3月28日の海津郡3町(海津町・平田町・南濃町)の合併と同時に企画部企画課に青少年女性政策係を設置しました。そして、市民の代表で構成する「海津市男女共同参画策定委員会」、庁内組織として「海津市男女共同参画行政推進委員会」を設置し、「海津市男女共同参画プラン」を策定しました。

2005年(平成17年)12月には市民に対するアンケート調査、2006年(平成18年)6月には市の職員に対するアンケート調査、同年7月には市内の事業所に対するアンケート調査を実施し、男女をとりまく現況と課題の把握に努めました。また、2006年(平成18年)、プランの原案に対するパブリックコメントを実施するなど、幅広い市民の意見をプランに反映しました。

■2008年(平成20年)～

2008年(平成20年)4月に「海津市男女共同参画推進条例」を制定し、本市の男女共同参画の基本理念を示すとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための根拠を確立しました。また、こうした状況を点検し確実に推進していくため、同年7月に市民の代表及び公募市民で構成する「海津市男女共同参画審議会」を設置しました。

■2010年(平成22年)～

2010年(平成22年)8月に、2回目の「海津市のまちづくりに関する市民意識調査」を行い、同年10月には市の職員に対するアンケート調査及び市内の事業所に対するアンケート調査を実施し、男女をとりまく現況と課題の把握に努め、2011年(平成23年)●月の市民の意見を反映すべきパブリックコメントを行い、20●年(平成●年)●月に、条例の基本的な考え方を基礎とする新たな計画「第2次海津市男女共同参画プラン」を策定しました。

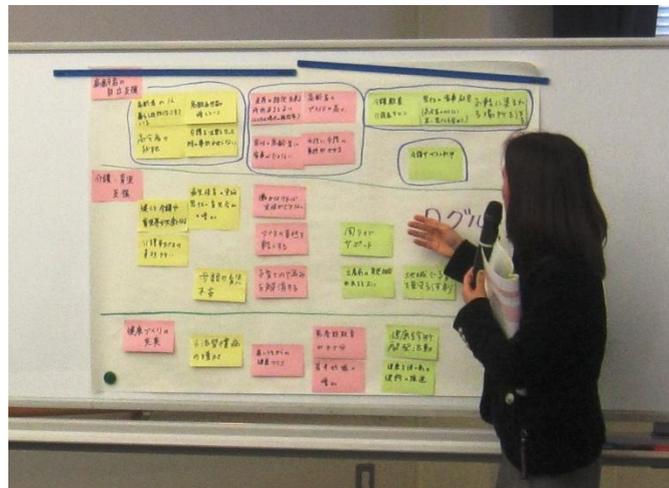
第 3 章 プランの概要

I プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法第14条」の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」（第3次）・県の「岐阜県男女共同参画計画（第2次）」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」の趣旨を踏まえ、平成19年（2007年）に策定した「海津市男女共同参画プラン」の実績を継承し策定しています。

また、男女共同参画社会を実現していくための基本的な方針を明らかにするとともに、施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。市の最上位計画である「海津市総合開発計画」とは、その整合性を図りながら、事務事業における具体的施策を示しています。

策定にあたっては、平成22年度(2010年)に行ったまちづくりに関する市民意識調査及び事業所アンケート調査の結果やパブリックコメントを実施して、ご意見やご要望をいただき、海津市男女共同参画プロジェクト委員会及び行政推進幹事会、行政推進委員会、男女共同参画推進審議会において検討しました。



(海津市男女共同参画プロジェクト委員会でのワークショップ、グループ別課題発表の様子)

II プランの期間

このプランの期間は、平成24年度(2012年)から平成28年度(2016年)までの5年間とします。

ただし、期間内にあっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じた見直しを行います。

Ⅲ プランの基本的な考え方

(1) プランの基本理念

ひと ひと 女と男がともに輝くまちづくり

海津市がめざすべき男女共同参画社会は、「女性も男性もお互いがその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、男女が人として輝いて生きることができる社会」です。

そこで、女性も男性も性別に関わりなく、人として認め合うという意味をこめて「女と男」を「“ひと”と“ひと”」と読み、本プランの基本理念を「女(ひと)と男(ひと)がともに輝くまちづくり」としました。

(2) プランの基本目標

プランの基本目標として、以下の5つを設定します。

I 男女がともに参画できる社会への意識づくり

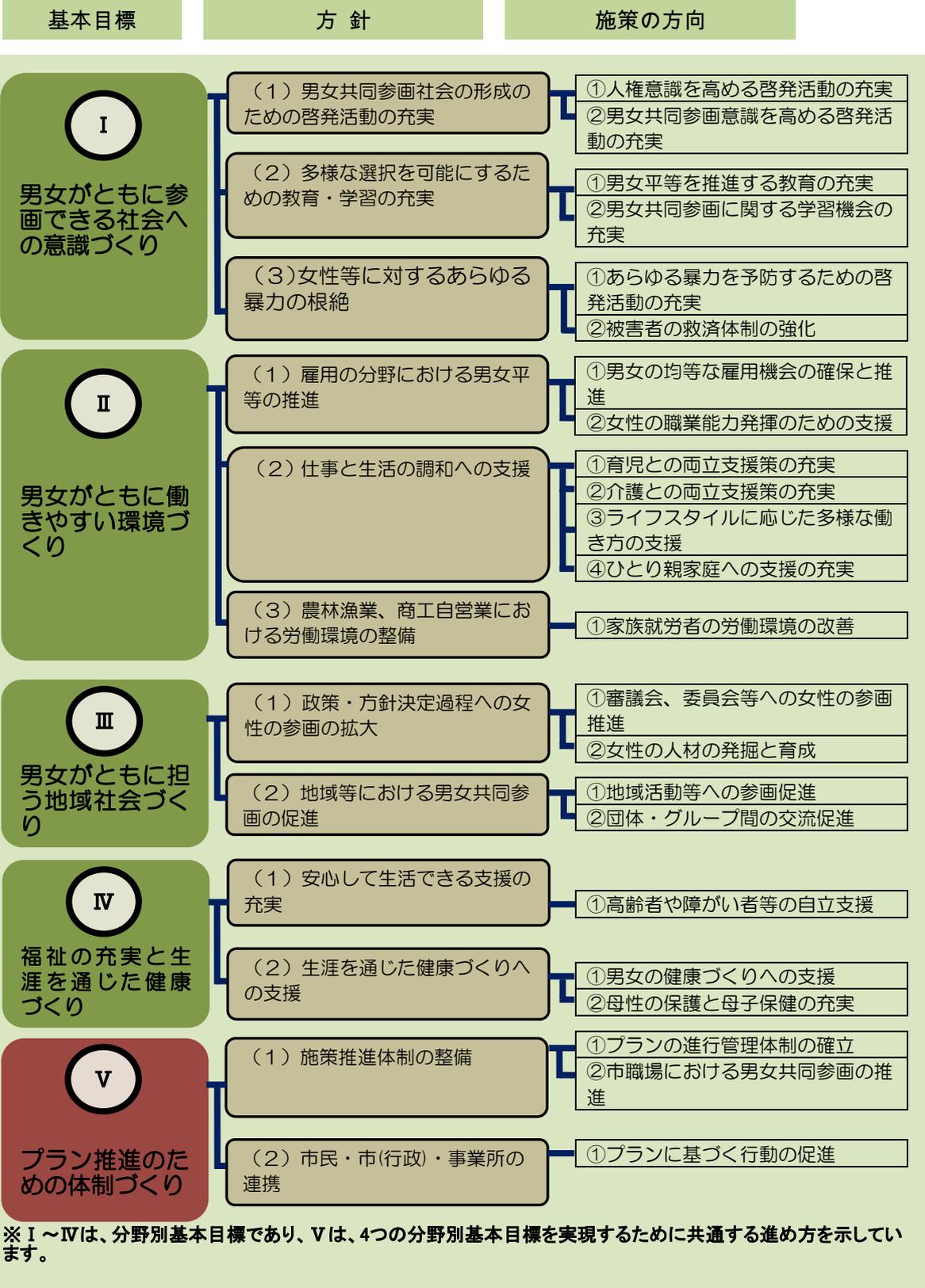
II 男女がともに働きやすい環境づくり

III 男女がともに担う地域社会づくり

IV 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

V プラン推進のための体制づくり

IV プランの体系(大綱)



第4章 プランの内容

基本目標 I 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性等に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。

基本目標 I

男女がともに参画できる社会への意識づくり

方針1 男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実

方針2 多様な選択を可能にするための教育・学習の充実

方針3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

方針 1

男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実

●現状と課題●

- 男女共同参画社会の形成は、まず個人としての尊厳が尊重されることが大前提となります。
- 本市は、平成18年12月12日に「人権尊重の都市」宣言をし、その中で、人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、将来にわたって保障されるものでなければならないと考えています。
- また、平成19年に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定しており、それに従い、人権作品の表彰発表、人権講演会を内容とする人権啓発推進大会を毎年開催するほか、市内3ヶ所において月1回以上の人権相談所を開設して人権啓発の推進、人権意識の高揚を図っています。
- 毎年、市内の小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀な作品をクリアファイルに印刷し、市内中学生と市内小学6年生、教職員に配布することにより人権教育の意識付けを行っています。
- 人権問題に関する啓発活動や人権を侵害された場合の相談事業をはじめ、人権に関する教育も実施していますが、現実には多くの差別があると言わざるを得ない状況で、今後も一般市民の人権問題に対する正しい理解を深めていくことが重要です。
- また、男女共同参画社会の形成には、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。
- 固定的な性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面でみられ、女性のみでなく男性にとっても生き方の選択を狭め、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっています。
- 平成22年8月実施の「まちづくりに関する市民意識調査」(以下、「意識調査」という。)において、本市の「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、「どちらかと言えばそう思う」(消極的肯定)が31%と最も高く、「そう思う」(積極的肯定)を合わせた分担論肯定が39%、「どちらかと言えばそう思わない」(消極的否定)

と「そう思わない」（積極的否定）を合わせた分担論否定が30%となっており、市民の間ではまだまだ性別役割分担意識が根強く残されており、男女共同参画社会を実現するうえでひとつの大きな障害になっていると考えられます（図1参照）。

- 意識調査による用語の認知度では、「男女共同参画社会基本法」という言葉については、「言葉は知っている」は36%、「知らない」は42%である反面、「知っている」は18%にとどまるなど、認知度は高いとはいえません。「海津市男女共同参画プラン」、「海津市男女共同参画推進条例」の認知度になると、さらに低くなっています（図2、3参照）。
- また毎年、市民を対象とした男女共同参画フォーラムを実施して啓発活動を行っていますが、参加者数などから男女共同参画に関する意識が依然として高いと言えない状況です。
- こうした現状から、男女共同参画社会についての正しい理解と一層の認知を目指し、広報、講座等の幅広い情報提供を通して、継続的な意識啓発に努める必要があります。
- 市民から要請があれば、担当職員が外向いて男女共同参画社会について説明を行う出前講座も実施していますが、年に数回程度の依頼しかなく事業のPRが必要です。
- 市の広報物や刊行物に関しては、男女の偏った表現等がなされないように広報物のガイドラインを定めています。これに沿って現在は広報物等が作成されていますが、一度定めたガイドラインは、時代とともに見直しする必要があり、職員にも継続してガイドラインの活用について啓発する必要があります。

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

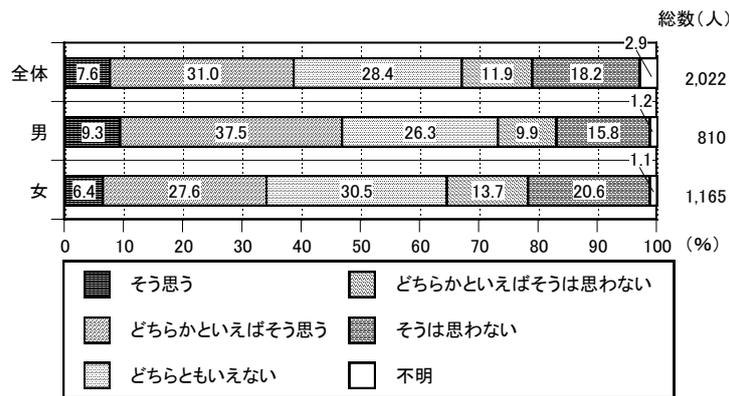


図2 男女共同参画社会に関する用語の認知度

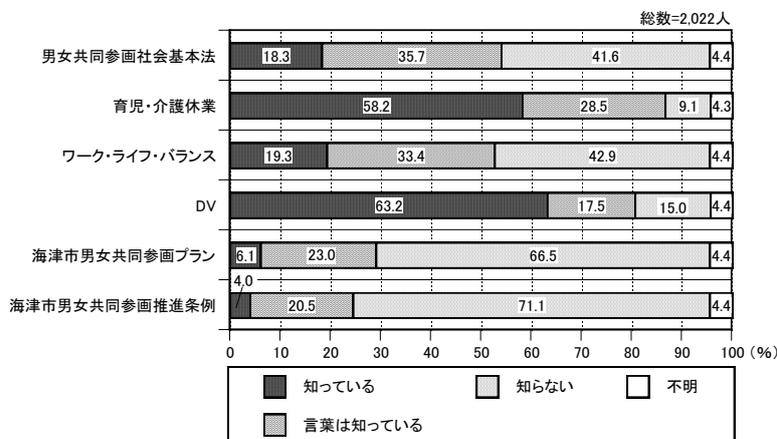
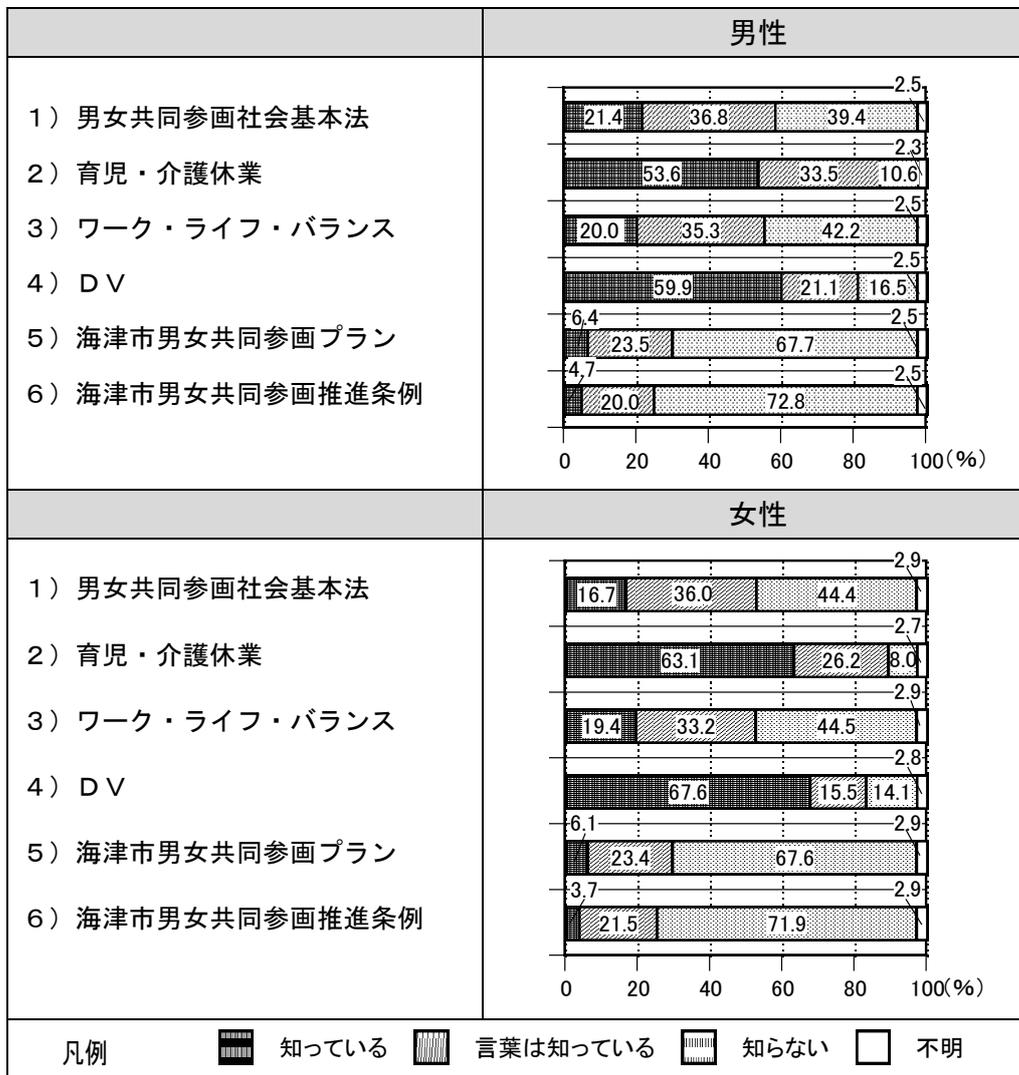


図3 性別「男女共同参画社会に関する用語の認知度」



以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ① 人権意識を高める啓発活動の充実
- ② 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

施策の方向 1 人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得られるように情報提供や啓発活動の充実を図ります。また、人権が侵害された場合等の相談窓口を設置します。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------------|---|---------------|----------------|
| ① 人権に関する講演会等の開催 | 人権に関する意識啓発のための講演会等を開催します。 | 人権啓発事業 | 市民課 |
| | | 人権・同和問題啓発事業 | 福祉総務課 |
| | | 人権同和教育教員研究会事業 | 学校教育課 |
| ② 人権に関するパンフレット等の作成 | 人権に関するパンフレット等を作成し、情報提供や意識啓発を行います。 | 人権・同和問題啓発事業 | 福祉総務課 |
| ③ 人権相談窓口の開設 | 人権相談を月3回実施します。 | 人権啓発事業 | 市民課 |
| ④ 人権に関する標語・ポスターの募集及び啓発 | 人権・同和問題啓発のため、市内小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀作品をクリアファイルにして配布します。 | 人権・同和問題啓発事業 | 福祉総務課 |
| | | | 生涯学習課 |

施策の方向 2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女共同参画社会の形成への大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があり、この意識が未だ根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を充実します。

また、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報提供を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------------|--|---------------|----------------|
| ⑤ 広報紙、ホームページ等による啓発 | 市報、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を行います。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 (全課) |
| ⑥ 男女共同参画に関するフォーラム等のイベント開催 | 男女共同参画に関する意識啓発のためフォーラム等を開催します。 | 男女共同参画フォーラム事業 | 企画政策課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------------|---|--------------------------------|----------------|
| ⑦ 男女共同参画に関する出前講座の実施 | 男女共同参画意識の高揚を図るため、希望する市民組織に対して、出前講座を実施します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ⑧ 男女共同参画週間・月間での積極的周知 | 国の男女共同参画週間、岐阜県の男女共同参画強化月間等に合わせて啓発等を行い、男女共同参画の機運を高めます。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ⑨ 広報物のガイドラインに沿った広報・刊行物の発行 | 広報物のガイドラインを時代の変化とともに見直ししながら、その活用を図ります。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 (全課) |
| ⑩ 性と生殖に関する健康・権利の視点の啓発 | 男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。 | 健康相談事業 健康教育事業 男女共同参画啓発事業 | 健康課 企画政策課 |

方針
2

多様な選択を可能にするための教育・学習の充実

●現状と課題●

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。
- 男女がお互いの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習が重要です。
- 本市では学校教育の場において、毎年、学校、幼稚園、保育園の教職員等指導者を対象に人権同和教育研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨き、男女平等や相互理解、両性の自立について理解を深めています。家庭教育の場においても人権教育の推進が必要です。
- なお、児童・生徒に対しては、毎月各小・中学校において、人権同和教育と特別支援教育に関する校内研修会を実施し、人権意識の高揚を図り、男女平等意識を高めるよう努めています。
- 生涯学習や社会教育の場において、男女共同参画社会の実現に向けた学習機会や内容の充実を図ることも重要であり、女性の市民が参加しやすい平日の午前や職に就いている人が参加しやすい平日の夕方などに各講座を設定するとともに、ニーズに合わせて参加できるよう内容もコースも多様性を持たせています。
- しかし、各講座には民間でも行われているものがあること、各講座とも定員に達していないこと、学んだことを生かしてその後の活動や就職が出来るかどうかの検証ができていないこと等の問題点が指摘でき、今後の継続が懸念されます。
- また、変化が激しい社会（技術・知識・社会意識・価値観など）の中で学びは欠かせないため学習のニーズは高いと思われますが、行政が提供している社会教育講座が市民ニーズに必ずしも対応しておらず、受講者が高齢者と女性に偏っています。
- 高齢者学級の学級生には、行政が主催する人権講演会に参加をしていただき、意識付けを行っていますが（学級生の約半数が参加）、学級生（平成22年度：423人）のうち、3/4が女性であり、60代（高齢者学級の中でも若い世代）の人数が少ないため、男女や年代において満遍なく意識啓発ができていない状況です。

- 毎年、市民を対象とした男女共同参画セミナーを実施していますが、参加者数が少ないため、内容を見直し、参加者が集まる事業に改善していく必要があります。
- 海津図書館において、平成22年度に男女共同参画に関する書籍のコーナーを設置し一般市民に向けた男女共同参画の学習の場を設けましたが、男女共同参画に該当する書籍が多岐に渡っていることから、書名に「男女共同参画」とある本ばかりではないため、内容を確認する必要があります、そのことは書籍コーナーを維持する問題となっています。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①男女平等を推進する教育の充実
- ②男女共同参画に関する学習機会の充実

施策の方向 1 男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。また、保護者にも、男女平等教育について理解し実践していただけるように働きかけを強化します。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------|---|--|-------------------|
| ⑪ 男女平等を推進する教育の実施 | 学校において道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園の活動時において男女平等を推進する教育を実施します。 | 小学校10校運営事業 中学校4校運営事業 公立保育園運営管理事業 | 学校教育課 こども課 |
| ⑫ 教職員に対する研修等の開催 | 教職員等指導者を対象に男女平等についての研修を実施し、その実践に努めるよう指導・支援します。 | 人権同和教育教員研究会事業 | 学校教育課 |
| ⑬ 保護者に対する男女共同参画の働きかけ | 保護者に対して、家庭、子育てにおける男女平等意識を高めるよう働きかけを積極的に行います。 | 人権・同和問題啓発事業 | 福祉総務課 (学校教育課) |
| ⑭ 公立中学校における職場体験の実施 | 子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。 | 職場体験学習補助事業 | 学校教育課 |

施策の方向 2 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるよう学習機会の充実を図ります。

人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進します。

また、図書館において、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------------------------|---|----------------|-------------------|
| ⑮ 男女共同参画に関するセミナーの開催 | 男女共同参画に関するセミナーを開催します。 | 男女共同参画セミナー事業 | 企画政策課 |
| ⑯ 子育て支援事業に父親が参加できる機会の設定 | 子育て支援センター等の親子のふれあい活動などに、多くの父親が参加できるよう、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫します。 | 地域子育て支援拠点事業 | こども課 |
| ⑰ 各種講座・セミナーの開催及び男女共同参画の視点による運営 | 学びたい市民を対象にテーマ別講座・連続講座等を開催します。講座等の運営にあたり、男女が出席しやすい日時を設定するなど、受講者に対して、男女の差別なく、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等の取扱いに留意し、社会的・文化的に形成された性差別に敏感な視点を持って運営します。 | 生涯学習講座(企画)運営事業 | 生涯学習課 (各講座担当課) |
| ⑱ 図書館における男女共同参画に関するコーナーの設置及び関連書籍の貸し出し | 図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関係書籍の貸し出しを行います。 | 図書資料購入事業 | 図書館 |

方針
3

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

●現状と課題●

○人権の尊重は、男女共同参画社会実現の基本となるもので、生まれながらの権利として、いかなる場合でも尊重されなければなりません。

○しかし、主として男性配偶者等からの暴力(DV^{*1})、セクシュアル・ハラスメント^{*2}や性犯罪、パワー・ハラスメント^{*3}等は社会的問題となっています。

○しかもこれら被害者となるのは、男性に比べ女性の方が圧倒的に多いのが現状です。

- それは、女性に対する暴力には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差、生まれながらの身体的構造等、男性が優位に立ち女性はそれに従うものであるという誤った社会的認識があるからと考えられています。
- また、近年、子どもや高齢者への虐待のニュースも目立つようになり、大きな社会問題となっています。
- 誰もが、それぞれ自身の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。
- 子どもの虐待は、健やかな成長や発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題で、高齢者への虐待は、発覚しづらく、発生するケースに複雑な家庭事情が絡むことが多いため、防ぐためのノウハウが蓄積されにくいという背景があります。
- 暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、自由を束縛し、自信を喪失させ、さらに従属的な状況に追い込む犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき大きな課題としてその根絶に向けた努力が必要です。
- 女性に対する暴力を予防するため、県からの依頼により市報やチラシで広報・啓発活動を行っていますが、チラシを窓口に置くだけでは啓発が不十分な状況です。
- 本市では、女性等に対する暴力の相談・保護等は、主に福祉事務所で行っていますが、相談件数がなくなることはありません（表1参照）。
- また、相談窓口は設置していますが、支援体制については、様々な窓口との連携が十分とれておらず、ネットワーク化を図っていく必要があります。

表1 女性等に対する暴力の相談件数

| 年 度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談件数 | 2 | 3 | 5 | 5 | 3 |

資料：福祉総務課

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

※2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。

※3 パワー・ハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語である。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実
- ②被害者の救済体制の強化

施策の方向1 あらゆる暴力を予防するための 啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-------------------------|---|----------------------------------|-------------------------|
| ⑱ 女性等に対する暴力防止の意識啓発・予防啓発 | 配偶者等からの暴力(DV)、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメントに関するパンフレット等を配布し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力防止の意識を高め被害者の早期相談を促すための予防啓発を行います。 | 男女共同参画啓発事業 母子自立支援員設置事業 | 企画政策課 ----- 福祉総務課 |
| ⑳ 性犯罪防止の取り組み | 夜間でも安心して街路を通行できるよう、防犯灯を設置したり、海津地区防犯協会に補助金を交付することで、地域防犯パトロールや市民への性犯罪発生情報の提供を行います。 | 防犯灯設置事業 防犯協会補助事業 | 総務課 |
| ㉑ 若年層の暴力を根絶するための取り組みの推進 | 若年層を対象とした「デートDV」を未然に防ぐための啓発を行います。 | 小学校10校運営事業 ----- 中学校4校運営事業 | 学校教育課 |
| ㉒ 児童虐待・DV防止に関する広報・啓発 | ポスターやパンフレットの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。 | 家庭児童相談室設置事業 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |

施策の方向 2 被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------------|--|------------------|----------------|
| ㉓ 配偶者等からの暴力に関する相談窓口の設置 | 福祉事務所において、配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置し、問題解決に向けて支援します。 | 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |
| ㉔ 被害者女性等の保護・救済支援の実施 | 相談内容や被害の深刻さにより、関係機関(女性相談センター、子ども相談センター、警察等)と連携し、保護や自立に向けた支援を行います。 | 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |
| ㉕ DV防止計画策定の検討 | 支援体制についてのネットワーク化を図り救済体制づくりを推進するため、DV防止計画の策定を検討します。 | 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |
| ㉖ 要保護児童対策の連携体制の整備 | 児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもに関わる関係課及び関係機関の連絡体制の強化等連携強化を図ります。 | 要保護児童対策地域協議会運営事業 | 福祉総務課 |

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすい環境づくり

方針1 雇用の分野における男女平等の推進

方針2 仕事と生活の調和への支援

方針3 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

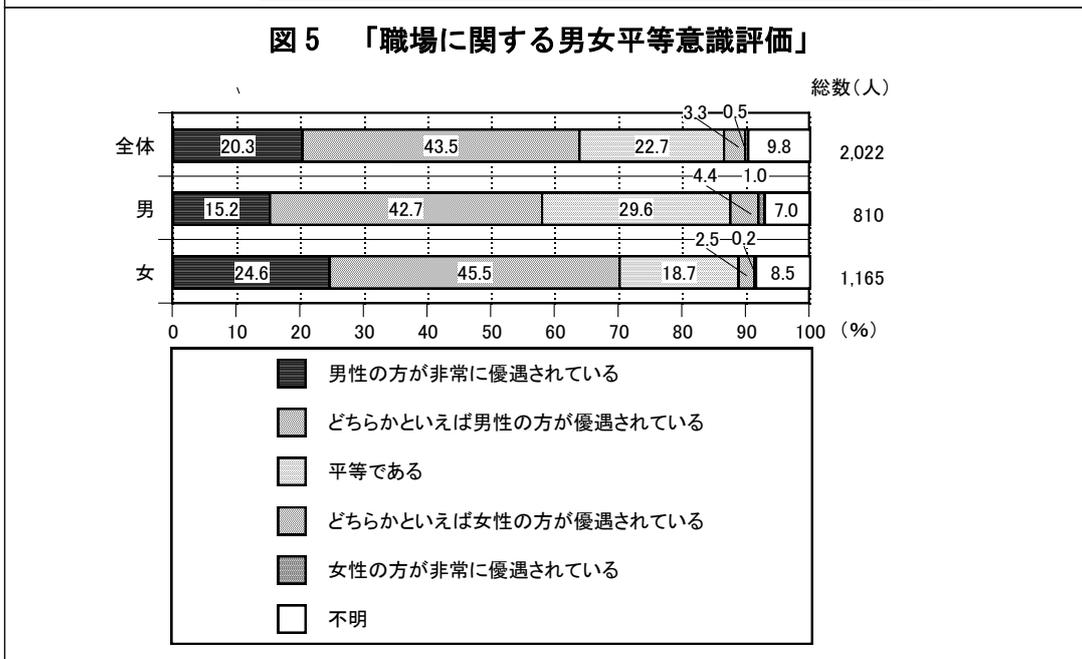
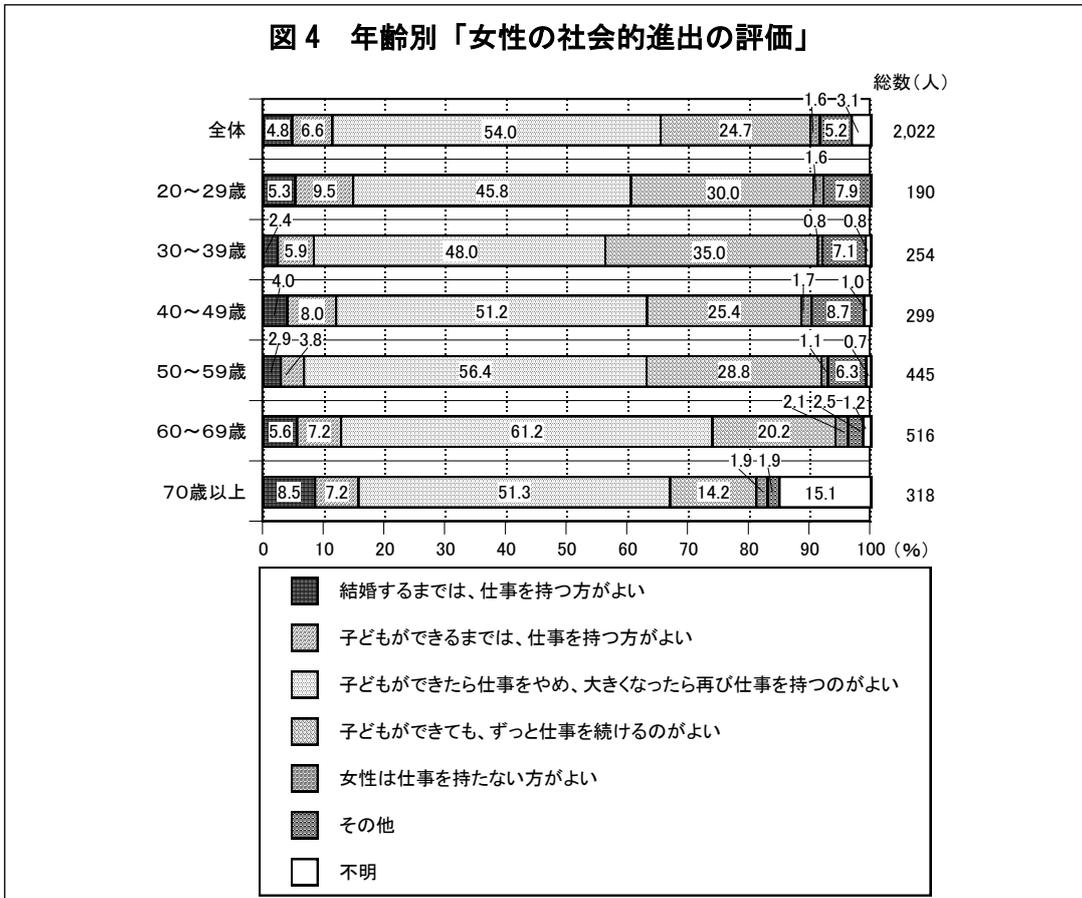
方針 1

雇用の分野における男女平等の推進

●現状と課題●

- 男女共同参画社会の実現において、労働は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。
- 意識調査による女性の社会的進出の評価は、「70歳以上」を除いて年齢が高くなるほど「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」が高く、若い層ほど「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」が高く、今後はさらに女性の社会的進出に対する理解は深まっていくと予想されます（図4参照）。
- 意識調査による職場に関する男女平等意識の評価は、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」が43.5%と約半数を占めており、「男性の方が非常に優遇されている」の20%と合わせると男性優遇と評価する意識が64%と圧倒的に高い状況です（図5参照）。
- 近年、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法の改正など法制面での充実が図られてきましたが、厳しい経済情勢により女性の就職は困難な状況にあり、また就業している人についても、性別により職種や職務分担が偏っていたり、賃金や昇進・昇格に差があるなど、依然として平等とは言えません。
- また、女性は出産・育児期に退職し、子育て後に再就職するケースもあります。出産前は正職員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることもあり、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、正社員との様々な格差の問題があります。
- 本市では、女性が価値観や多様な生活スタイルに応じ、自ら主体的に選択し、個性や能力を発揮しながら安心して働くことができるよう、再就職支援、職業能力を向上する学習講座等のチラシの配布等による情報提供を行っていますが、情報の収集が十分でない上、市単独での講座等の開設も困難な面があるが、啓発活動をさらに充実させる必要があります。
- 平成19・20年度は、ハローワーク大垣の協力により、出前職業相談（1日ハローワーク）が実施でき、大勢の相談者が来庁されました。継続して、実施できるようハロー

ワーク大垣に要望していくとともに、他の機関とも連携を強化していく必要があります。



以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①男女の均等な雇用機会の確保と推進
- ②女性の職業能力発揮のための支援

施策の方向1 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行って周知し、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるようにします。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------|---|----------|----------------|
| ㉗ 事業主に対する法制度に関する情報提供 | 事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行い、法改正などを周知します。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉘ 働く男女への法制度に関する情報提供 | 労働者に対して、労働に関する法令の普及啓発や労働条件に関する改善等の情報提供を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉙ 雇用・労働に関する相談機会の提供 | 国や県、関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会の提供とともに、相談窓口等の情報提供などを進めます。 | 雇用支援事業 | 商工観光課 |

施策の方向2 女性の職業能力発揮のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の啓発を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------|--|--------------------------|-------------------------|
| ㉚ 就業支援機関の情報提供 | 女性に対して、県など関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。 | その他商店街支援事業 男女共同参画啓発事業 | 商工観光課 ----- 企画政策課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------------|---|----------|----------------|
| ⑪ 女性の起業支援のための情報提供 | 起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。また、ハローワーク大垣に出前職業相談の実施を要望します。 | 雇用支援事業 | 商工観光課 |
| ⑫ 女性の再就職の支援など雇用環境の整備に関する啓発 | 結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度を設ける等、事業主への啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

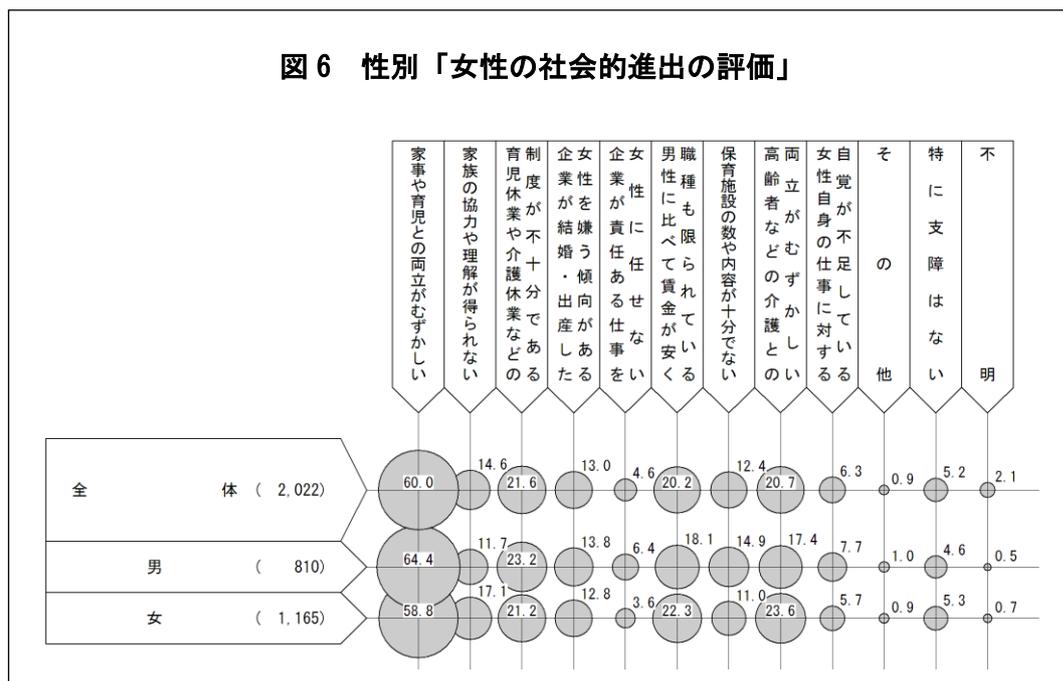
方針
2

仕事と生活の調和への支援

●現状と課題●

- 仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要なものです。
- 意識調査によると、女性が仕事を持ち続けていくうえでの支障として、「家事や育児との両立がむずかしい」が60%と際立って高く、以下「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」、「高齢者などの介護との両立がむずかしい」、「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」がいずれも20%強となっています（図6参照）。
- 働く女性の家事・育児の軽減措置が重要だと言えますが、これは各家庭での夫婦の協力体制や企業の勤務体制・雇用条件の改善が不可欠で、市行政のみでは解決が難しい課題です。
- 平成22年10月実施の男女共同参画に関する事業所アンケートによると、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、市内の事業所で育児休業を取得した男性、介護休業を取得した者(男女ともに)は皆無となっています。
- 仕事とバランスのとれた生活を実現するためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら子育てや介護を担うとともに行政サービスを充実させていく必要があります。
- 本市の子育て支援対策は、保育サービスの充実などを盛り込んだ「次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、計画的に実施しており、男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が期待されます。
- 障害児を持つ保護者の就労支援や家族の負担軽減を目的として、特別支援学校や支援学級等に通う児童の一時預かりを実施しています。本事業を的確に実施していくためには、保護者に対して学校と行政とNPO等の支援組織との一層の緊密な連携・サポート体制を確立していく必要があります。
- 本市の介護支援対策は、「海津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて計画的に実施しており、引き続き男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が期待されます。
- 就業者の育児・介護休業は、育児・介護休業法等の改正によって整備されてきていますが、特に男性については、ほとんど活用していない状況であり、企業と連携して一層の意識啓発を行う必要があります。

- 育児・介護休業などの制度の普及のほか、多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立を図る環境づくりを市内の企業に働きかけることも必要です。
- ひとり親家庭は、生活費を得るため、ほとんどの場合、親が働くことにはなりますが、特に母子家庭は、非正規雇用者となる場合が多く、経済的に不安定な状況におかれています。このような家庭が自立して生活できるよう就労支援や経済的支援を行っていく必要があります。
- また、ひとり親家庭においては、周囲に相談者がいないために孤立してしまうことなどが懸念されます。



以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①育児との両立支援策の充実
- ②介護との両立支援策の充実
- ③ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援
- ④ひとり親家庭への支援の充実

施策の方向 1 育児との両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していけるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-------------------------------------|---|--|----------------|
| ㉓ 育児休業制度の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、育児休業制度の普及啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉔ 男性への育児休業取得の働きかけ | 女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるように市内事業所等へ働きかけを行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉕ 次世代育成支援行動計画の数値目標のある保育サービスなどの着実な遂行 | 男女ともに、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスなど数値目標のある事業の目標達成に向けて、社会環境の整備を着実に進めます。 | 特別保育事業 (延長保育、低年齢児保育、一時預かり事業) ----- 病児保育事業 ----- 休日保育事業 ----- 地域子育て支援拠点事業 ----- 留守家庭児童教室運営事業 ----- ファミリーサポートセンター事業 | こども課 |
| ㉖ 障がい児等の放課後対策の実施 | 特別支援学校等に通う児童を対象として、放課後・長期休暇中に一時預かりを実施することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。 | 海津市障がい児タイムケア事業 | 障害福祉課 |

施策の方向 2 介護との両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-----------------------------------|--|-----------------------------------|----------------|
| ㉗ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の介護給付サービスの着実な実施 | 男女ともに、仕事と介護の両立ができるように、介護給付事業を着実に実施します。 | 介護保険給付事業(居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス) | 高齢福祉課 |
| ㉘ 介護休業制度の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、介護休業制度の普及啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

施策の方向3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-----------------------|--|----------|----------------|
| ㉓ 多様な働き方に関する事業主への情報提供 | 事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉔ 一般事業主行動計画の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、次世代育成支援一般事業主行動計画策定に関する市内事業所への普及・啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ㉕ 労働条件改善のための啓発 | 県の「早く家庭に帰る日」の普及啓発等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

施策の方向4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-------------------|---|----------------------------|----------------|
| ㉖ ひとり親家庭の相談窓口の設置 | ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、母子自立支援員を設置して、随時、相談・指導を行います。 | 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |
| ㉗ ひとり親家庭への就労支援の実施 | 就労のための技能習得や資格習得に対して給付金を支給します。 | 教育訓練給付金事業 高等技能訓練促進給付金事業 | 福祉総務課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------|--|------------|----------------|
| ㊤ ひとり親家庭への経済支援 | ひとり親家庭が、自立して生活ができるよう、所得に応じて児童扶養手当の支給や医療費の助成をします。 | 児童扶養手当支給事業 | 福祉総務課 |
| | | 福祉医療費助成事業 | 障害福祉課 |

方針
3

農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

●現状と課題●

- 農業就業人口（2005年農林業センサス）は、全体で2,987人であり、内女性が1,712人（57%）を占め、女性は農業の重要な担い手となっています。
- 農林漁業者や自営業者は、畜産業をはじめとして家族経営で行っていることが多く、そこに携わる女性は、農作業等以外にも家事や育児を担っており、労働条件や待遇が不明確である上、社会保障も国民年金だけであり、厚生年金と比べて受給額が低くなっています。
- 特に、経営に参画している女性は少なく、経営に女性の能力が十分に生かされているとはいえません。また、農業に携わる女性は、外部との情報交換の場が少ないのも現実です。
- このため、農林漁業や商工自営業においても、男女がともに担い手として意欲と能力を生かせる環境づくりを進める必要があります。
- しかし、平成22年度現在、市内女性の認定農業者※1は若干名です。今後、共同経営をしている女性も経営に参画できるよう、さらに制度の啓発活動が必要です。
- 老後の生活の安定を図るため、国民年金の上乗せ保障として農業者年金に農家の女性が加入するよう、各戸を訪問して加入促進に努めています。
- 本市では、これまでに女性の農業委員が選出されておらず、推薦枠の活用や選挙への立候補など働きかけが必要です。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切である、②その計画の達成される見込みが確実である、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、といった基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

① 家族就労者の労働環境の改善

施策の方向 1 家族就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------|---|----------------------------|----------------|
| ④⑤ 女性の認定農業者登録への働きかけ | 共同経営をしている女性へ認定農業者登録を働きかけます。 | 近代化資金等利子補給金事業 | 農林振興課 |
| ④⑥ 女性の農業者年金への加入指導 | 農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう農家へ訪問指導し促進します。 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会 |
| ④⑦ 家内労働に従事する女性への情報提供 | 商工自営業の女性従事者等に対する情報提供を行います。 | 商工会支援事業(商業) 商工会支援事業(工業) | 商工観光課 |

基本目標Ⅲ 男女がともに担う地域社会づくり

市の審議会・委員会等への女性の積極的な登用を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動等への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ

男女がともに担う地域社会づくり

方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

方針2 地域等における男女共同参画の促進

方針 1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

●現状と課題●

- 将来にわたって持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を形成していくためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画を進めていくことが重要です。
- 国の男女共同参画基本計画においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう」との目標設定があります。
- 本市の審議会、委員会等における女性委員の登用状況は26%（平成22年4月1日現在）で女性の参画がない審議会、委員会等も少なくありません。
- 男女共同参画社会基本法では、参画において男女間に格差がある場合は、それを改善するために、*ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施することが含まれています。
- 本市では、積極的に女性を登用するために女性人材リストを設けていますが、男女共同参画フォーラム時や市のホームページなどで登録者を随時募集しているものの、登録者数は7人（平成22年4月1日現在）でその後は増えず、登用の際に声をかける女性人材にどうしても偏りが生じています。

※ポジティブ・アクション

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するための自治体や企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

女性だからという理由だけで女性を「優遇」するものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担などが原因で、女性は男性よりも能力発揮しにくい環境におかれている場合に、こうした状況を是正するための取り組み。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ① 審議会、委員会等への女性の参画推進
- ② 女性の人材の発掘と育成

施策の方向1 審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------|--|------------|----------------|
| ⑭ 審議会、委員会への女性の積極的な登用 | 女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査し、公表します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 (全課) |

施策の方向2 女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう、人材の発掘と育成に努めます。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-----------------|---|------------|----------------|
| ⑮ 女性団体への情報提供 | 女性団体・グループを対象に、情報提供を行い、活動の活性化を図ります。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ⑯ 女性人材リストの作成と活用 | 市内で活躍する女性の人材リストを作成し、審議会、委員会等の委員選定等に活用します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 (全課) |

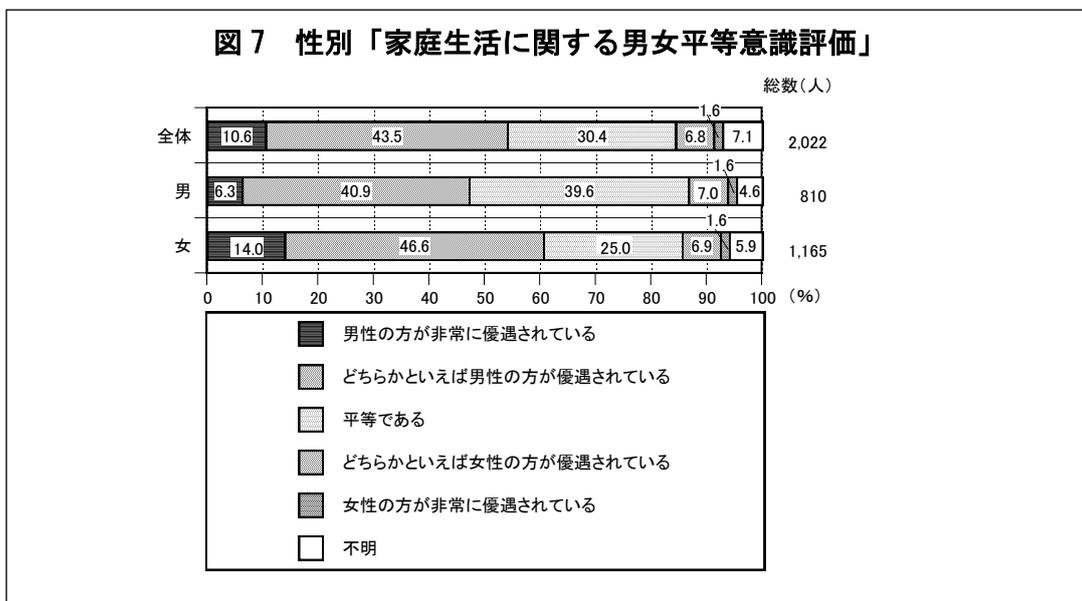
方針
2

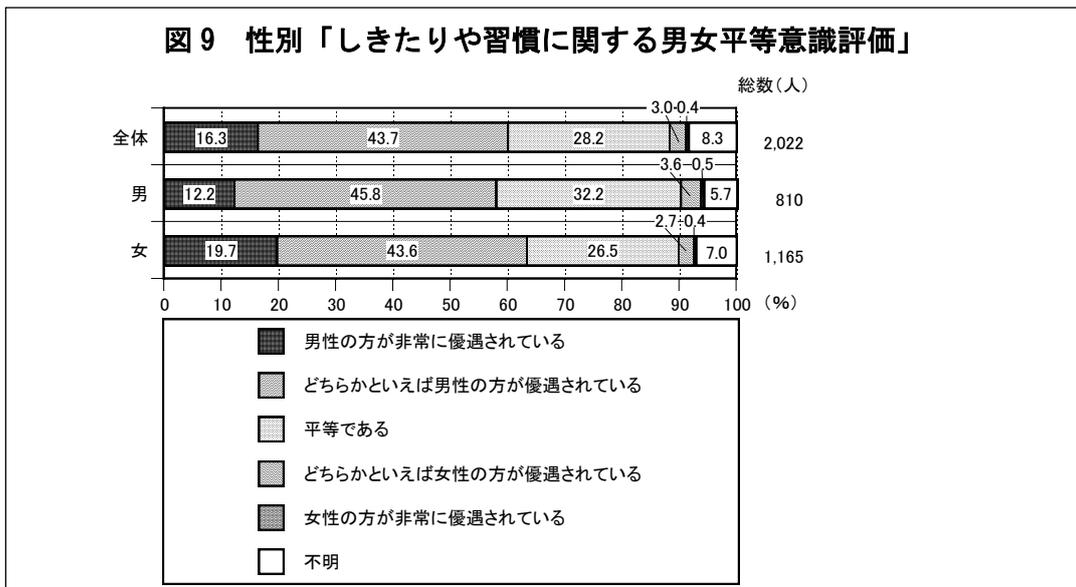
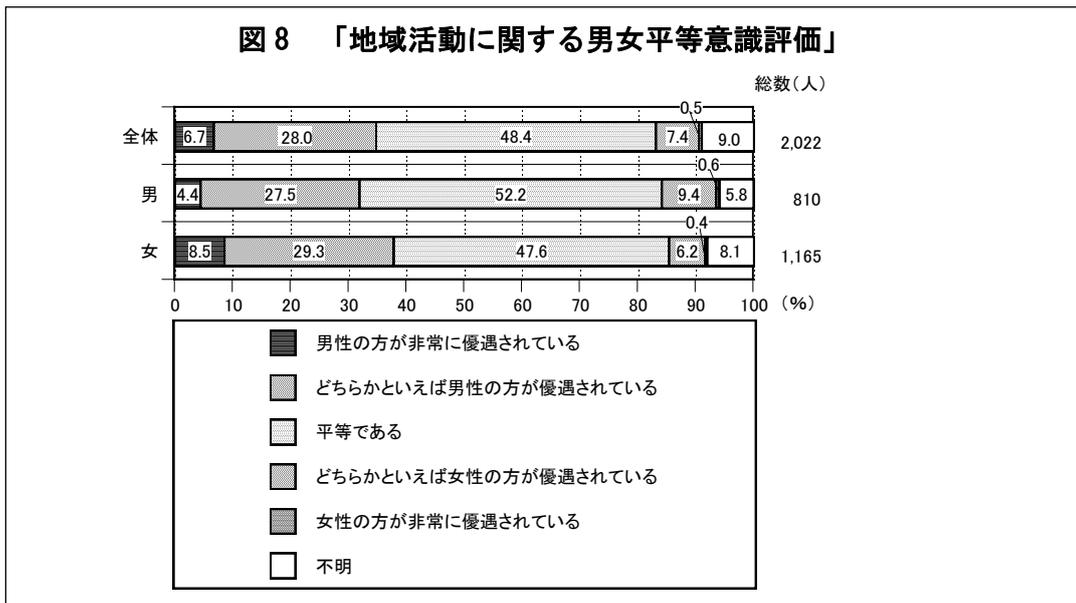
地域等における男女共同参画の促進

●現状と課題●

- 男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。
- 地域社会の活発化のためには、男女がともに家庭や地域活動に参画できるような取り組みが必要です。
- 意識調査による家庭生活に関する男女平等意識の評価は、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」とする回答が44%と最も高く、「男性の方が非常に優遇されて

- いる」の11%と合わせて男性優遇評価が半数を超えています（図7参照）。
- 地域活動においては、男女双方の力が必要不可欠であることから女性の視点も積極的に取り入れていくことが重要であり、そのためには、地域における指導的役割を果たす女性の人材育成が必要です。
 - 意識調査による地域活動に関する男女平等意識の評価では、平等と評価する意識が48%と約半数を占めていますが、男性優遇と評価する意識も35%と高くなっています（図8参照）。
 - 意識調査によるしきたりや習慣に関する男女平等意識の評価においては、平等と評価する意識が28%とかなり低く、男性優遇評価意識が60%とかなり高い割合を示しています。まだまだ一般地域社会では、しきたりや習慣面での男女平等はほど遠い状況と言えます（図9参照）。
 - 男女がともに学ぶ場として、クラブ・サークル活動があります。様々なクラブ・サークル活動の情報を市広報やホームページで周知し、さらに活動の支援（社会教育施設使用料の減免など）を行い、男女がともに地域でクラブ・サークル活動に参加できるよう促進しています。
 - 本市では、にこにこ子育て支援事業の子育て相談チームや子育て応援隊の実務者会を開催し、専門的知識や市民活動団体が専門的立場からの支援、情報交換、意見交換を行い、地域における積極的な男女共同参画を推進しています。
 - このことにより、各専門職や市民活動団体の専門的立場からの支援、情報交換、意見交換の場を提供でき、各団体間のネットワークが形成されはじめています。
 - また、防災分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、防災計画等に男女共同参画の視点や、高齢者・外国人等の視点が反映されるよう働きかける必要があります。





以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①地域活動等への参画促進
- ②団体・グループ間の交流促進

施策の方向 1 地域活動等への参画促進

男女がともに、よりよい家庭・地域づくりについて考え行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩であり、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------|---|------------|----------------|
| ㉑ 地域活動等への参加の啓発 | 男女がともにさまざまな地域活動へ参加できるよう、啓発活動を推進します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| | | 家庭教育支援事業 | 生涯学習課 |
| ㉒ 市民リーダーの育成 | まちづくり講座の開催等を行い、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を行います。 | まちづくり委員会事業 | 企画政策課 |
| ㉓ 家庭生活における男女共同参画の啓発 | 男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう、啓発活動を推進します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ㉔ 地域活動での男女共同参画の意識啓発 | 自治会やPTA活動などにおいて、意思決定の場へ女性が主体的に関わることを啓発するとともに、性別にとらわれない役割分担を推進します。 | 自治振興事業 | 企画政策課 |
| | | 小学校10校運営事業 | 学校教育課 |
| | | 中学校4校運営事業 | |

施策の方向 2 団体・グループ間の交流促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|--------------------------|--|-----------|----------------|
| ㉕ 市民団体のネットワークづくりの支援 | 地域におけるさまざまな団体・グループの情報交換やネットワークの形成を推進します。 | NPO活動推進事業 | 企画政策課 |
| | | 家庭教育支援事業 | 生涯学習課 |
| ㉖ ボランティア活動やNPO活動に関する情報提供 | ボランティア活動など、市民活動の促進に関する情報提供を行います。 | NPO活動推進事業 | 企画政策課 |

基本目標Ⅳ 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

高齢者や障がい者等が自立し、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

基本目標Ⅳ

福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

方針1 安心して生活できる支援の充実

方針2 生涯を通じた健康づくりへの支援

方針 1

安心して生活できる支援の充実

●現状と課題●

- わが国では、急速に高齢化が進展し、市においても65歳以上の高齢者の割合は約23% (8,972人 平成22年4月1日現在)であり、およそ4.5人に1人が高齢者という状況で、高齢社会が進展しています。
- 高齢者が自立し、安心して暮らせる社会を実現するには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮した支援を行っていく必要があります。
- 女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合が高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けることとなります。
- 本市の高齢者の自立への支援施策は、「海津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて計画的に実施していますので、男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が必要です。
- 障がい者の手帳所持状況は、平成22年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者が1,437人、療育手帳所持者が228人、精神障害者保健福祉手帳所持者が173人となっており、年々増加傾向にあります。
- 障がいのある人もない人も、共に安心して生活し、活動できる社会を実現するためには、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障がいのある人々に対するサービスの充実を図るほか、障がいのある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて支援する必要があります。
- 本市の障がい者の自立への支援施策は、「海津市障がい者計画」及び「海津市障がい者福祉計画」に基づいて、計画的に実施していますので、男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が必要です。
- 高齢者や障がい者の介護・介助が必要な場合、その担い手は女性になる場合が多く、高齢者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにつながります。
- また、国際化が進展する中で、市内には平成21年6月1日現在、613人（外国人登録者）の外国人が生活しています。外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置か

れている場合もあり、その状況に応じた支援を進めていく必要があります。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

①高齢者や障がい者等の自立支援

施策の方向1 高齢者や障がい者等の自立支援

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就業・社会参加の促進や自立支援等を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|--|---|------------------|----------------|
| ⑦ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の生活支援サービス及び社会参加と支えあいの体制づくりの着実な推進 | 男女が、いつまでも健やかではつらつと暮らせるよう計画的に生活支援サービスを実施するとともに、高齢者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう計画的に体制づくりを行います。 | 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 | 高齢福祉課 |
| | | 訪問理美容サービス事業 | |
| | | 緊急通報システム事業 | |
| | | 家族介護慰労事業 | |
| | | 配食サービス事業 | |
| | | 生きがい活動支援通所事業 | |
| | | 家族介護用品支給事業 | |
| | | 老人福祉関係運営事務事業 | |
| | | 敬老会開催事業 | |
| | | 長寿褒賞事業 | |
| | | 老人クラブ育成事業 | |
| ⑧ 障がい者計画・障がい者福祉計画の介護給付サービスの着実な推進 | 障がい者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、障害の程度に応じたサービスが受けられるよう支援します。 | 障がい者相談支援事業 | 障害福祉課 |
| | | 障害福祉サービス給付事業 | 障害福祉課 |
| | | 地域生活支援事業 | 障害福祉課 |
| | | 海津苑施設運営管理事業 | 福祉総務課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------|--|----------------|----------------|
| ⑤⑨ 国際感覚を高める啓 発 | 在住外国人が暮らしやすくなるよう市民に対して、国際感覚を高める意識啓発を行います。 | 多文化共生推進 事業 | 企画政策課 |
| ⑥⑩ 国際理解と国際交流 の推進 | 国際交流の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を行います。 | 国際交流事業 | 秘書広報課 |
| | | 男女共同参画啓 発事業 | 企画政策課 |

方針
2

生涯を通じた健康づくりへの支援

●現状と課題●

- 男女が互いの身体的機能を十分に理解し、人権を尊重しつつ相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。
- 特に女性には、妊娠や出産といった各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することから、こうした問題の重要性について理解と正確な認識を深める必要があります。
- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点からも、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、女性の生涯を通じた健康維持のために支援を行っていく必要があります。
- 本市では、若年者妊娠、シングルマザー、母子家庭が増えており、10代の性感染症も増加しています。
- 本市の未婚率は県内でも高く、結婚しても不妊で悩む夫婦もいます。
- 核家族化が進行し、赤ちゃんとふれあう機会が少なく、また性について正しい知識を持たないまま妊娠・出産するケースも目立ってきました。そのため、安心して子どもを産み育てることができるよう母子保健を充実していく必要があります。
- 本市の特定健診や生活習慣病健診の受診率は低く、心身の健康や疾病の予防について関心を持ち、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康づくり・体力づくりに向けた意識啓発や各年代に応じた相談体制の充実など、生涯にわたる健康づくり支援が必要です。

※ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康／権利」という。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①男女の健康づくりへの支援
- ②母性の保護と母子保健の充実

施策の方向 1 男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように、健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図るためのさまざまな取り組みを支援していきます。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------------------|--|------------------------------------|----------------------|
| ⑥① 健康づくりに関する情報提供 | 市報等を活用して、健康教室、健康相談、各種健康診査、検診の情報提供を行い、受診率の向上や健康づくりへの参加を呼びかけます。 | 健康づくり推進事業 | 健康課 |
| ⑥② 健康づくり教育の実施 | サイズダウン教室など生活習慣病予防に関する教室を開催します。 | 健康教育事業 | 健康課 |
| ⑥③ 健康展の開催 | 男女が、生涯にわたって健康づくりに関心を持つための働きかけを行います。 | 健康展実施事業 | 健康課 |
| ⑥④ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供 | 特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙・飲酒については、家庭、学校、地域が一体となって防止に努めます。 | 健康相談事業 健康教育事業 | 健康課 |
| ⑥⑤ 健康相談の実施 | 更年期障害など男女の生涯を通じた健康管理に関する相談を随時行います。 | 健康相談事業 | 健康課 |
| ⑥⑥ 出前講座の実施 | 市民の健康に関する気運を醸成するため、出前講座を実施します。 | 出前講座事業 | 健康課 |
| ⑥⑦ 思春期における性と健康づくりに関する学習機会の提供 | 身体のしくみ、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどを、学校等で学ぶ機会を設けます。 | 小学校10校運営事業 中学校4校運営事業 次世代育成事業 | 学校教育課 こども課 健康課 |
| ⑥⑧ 性と生殖に関する健康・権利の視点の啓発 | 男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。 | 健康相談事業 健康教育事業 | 健康課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-----------------------|--|---|----------------|
| ⑯ 性感染症予防の啓発 | HIV/エイズ、淋病、クラミジアをはじめ性感染症の予防について啓発活動を実施するとともに、住民対象の健康教育の中に取り入れます。 | 健康相談事業 健康教育事業 | 健康課 |
| ⑰ 女性・男性に特有の病気・けが予防の啓発 | 乳がんや前立腺がん等女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する啓発活動を行います。 | 乳がん検診事業 骨検診事業 前立腺がん検診事業 子宮がん検診事業 | 健康課 |
| ⑱ こころの健康の啓発 | 市報等を活用して、こころの健康に関する啓発活動を行います。 | 精神保健福祉事業 | 健康課 |
| ⑳ こころの相談の実施 | 保健センターで、年間3回こころの相談を実施します。 | 精神保健福祉事業 | 健康課 |

施策の方向 2 母性の保護と母子保健の充実

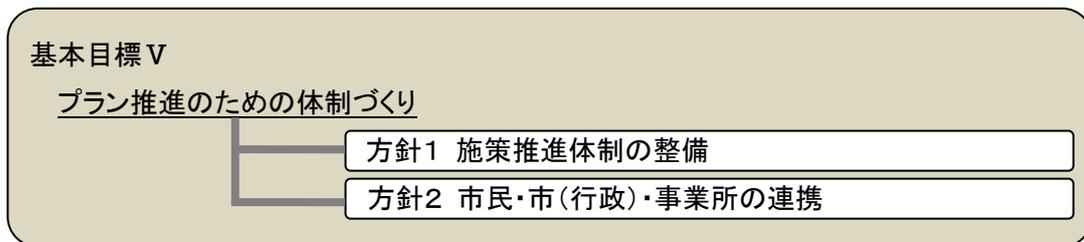
安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------------|---|--|----------------|
| ㉓ 乳幼児健診の実施と妊婦健康診査の一部助成 | 乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。 また、妊娠健診にかかる自己負担分の費用の一部を助成します。 | 妊婦健診事業 乳幼児健診事業 | 健康課 |
| ㉔ 母子保健の健康教室の開催 | 妊娠中から子どもの成長に合わせた内容の教室により親と子に対する支援を行います。 | 母親学級事業 ベビーママ教室事業 離乳食学級事業 1歳児教室事業 たんぽぽ教室事業 2歳児教室事業 | 健康課 |
| ㉕ 母子保健の健康相談の実施 | 育児に関する悩みの軽減等を目的に保健師等による健康相談を随時開催します。 | 母子保健相談訪問等事業 母子保健推進員活動事業 | 健康課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------|---|--------|----------------|
| ㊦ 母体保護に関する啓 発 | 妊婦に対する市民の理解 を促すため、マタニティマ ーク等を活用するなど、啓 発活動を推進します。 | 妊婦健診事業 | 健康課 |

基本目標Ⅴ プラン推進のための体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、市職場における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。



方針 1

施策推進体制の整備

●現状と課題●

- 男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、本プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。
- 男女共同参画プランは、内容が広範で多岐にわたり、推進にあたっては、いくつかの分野で担当課が複数課にまたがる場合も少なくありません。また、判断が難しく、どのように考えて良いか迷うこともあります。
- このため、職員が常に問題意識を持ち、その解決方法を学ぶ研修会等の機会をつくるとともに、総合的に調整したり、相談を受けたりする担当所管と各部署を横断する推進体制の整備が必要です。
- また、「男女共同参画プラン」の進行管理を毎年行い、その成果を報告することが条例で定められています。具体的施策の成果を確認し、具体的施策の質の向上、内容の見直し、効果的な方法への改善、新たな課題の発見とその対応など、次年度の実行に繋げていくことが大切です。
- また、公募市民を含む審議会委員により「男女共同参画プラン」に市民の意見を反映するよう努めていますが、今後も審議会委員の改選時には公募市民枠を採用するとともに、各施策を実行していく際には市民の理解と協力のもとに行っていく必要があります。
- 本市では、職員に対する意識啓発として、毎月「かいづ・男女共同参画だより」をインフォメーションへ掲示しています。
- 男女がともに家事や育児に参加し、協力し合える体制づくりを促進するため、率先して本市役所では一斉定時退庁日を設けているほか、子どもの授業参加日などに参加できるように年次休暇の取得促進を行っています。しかし、一般企業では、なかなか実施することが困難な状況が見られます。
- 平成23年4月1日現在、市役所男性職員の育児休業取得者は過去に0人であり、育児休業の取得促進のための啓発が必要です。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①プランの進行管理体制の確立
- ②市職場における男女共同参画の推進

施策の方向 1 プランの進行管理体制の確立

本プランを市民・市（行政）・事業所が連携し積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------|--|------------|----------------|
| ㉗ 審議会の定期開催 | 公募による市民委員を含む男女共同参画推進審議会を年1回以上開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ㉘ プランの年次報告の作成 | 庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握・検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ㉙ プランの見直し・改訂 | プランの内容については、行政を取り巻く社会・経済的な変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |

施策の方向 2 市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------|------------------------|------------|----------------|
| ㉚ 市職員に対する研修の実施 | 市職員の男女共同参画に関する研修を行います。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|--------------------|---|----------------------|----------------|
| ㉑ 市職員への情報提供 | 市職員の男女共同参画に関する正しい理解と知識向上のため情報をメール等により配信します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ㉒ 男女平等の職場づくり | 職場における慣習、慣行を見直し、男女平等を実現します。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 (全課) |
| ㉓ 市男性職員の育児休業等の取得推進 | 市男性職員の育児休業等の取得に向けて、育児休業制度等の周知を図ります。 | 総務管理事務事業 | 総務課 |
| ㉔ 女性職員の管理職等への登用の推進 | 女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置)を実施します。 | 人事・給与等管理事務 職員研修事業 | 総務課 |
| ㉕ 特定事業主行動計画の推進 | 特定事業主行動計画について周知・啓発活動を行います。 | 総務管理事務事業 | 総務課 |

方針
2

市民・市(行政)・事業所の連携

●現状と課題●

- 男女共同参画社会の形成は、行政のみによって実現するものではありません。
- 男女共同参画社会の実現に向けて種々の問題解決を図るためには、行政が率先してプランを推進し、企業として率先して実施していくことはもちろんですが、市民、事業所と連携してプランを進めていくことが不可欠です。
- このため、様々な人や団体等と情報の共有や協働による実践的な活動の展開が望まれます。
- 市民の理解と参画を得ながら、行政と市民・各種団体・企業が一体となって男女共同参画社会の実現のための取り組みを進めるため、それを支える各種情報の収集および提供が必要となります。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

①プランに基づく行動の促進

施策の方向 1 プランに基づく行動の促進

市民・市(行政)・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|-------------------------|---|------------|----------------|
| ⑯ 情報の収集・発信 | 男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民に情報提供していきます。 | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |
| ⑰ 市民団体やボランティアと連携した事業の実施 | 市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の啓発を行います。 | NPO活動推進事業 | 企画政策課 |

第2次海津市男女共同参画プラン

発行年月 平成●年●月

発行 海津市

編集 企画部企画政策課

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 515

TEL 0584-53-1111

FAX 0584-53-2170

e-mail:kikakuseisaku@city.kaizu.lg.jp
